

提 言

紛争解決の手続

■
遠藤 賢治

紛争の解決を民間の機関に委ねる制度としてADR（裁判外紛争解決手続）がある。近年、拡大の方向にあるが、手数料の当事者負担の面などから限界があるともいわれている。他方で、公権的な紛争解決に民意を反映させる制度が拡充しており、民間資源の有効活用が図られているといえよう。近時で特筆すべきは、労働審判制度の発足。順調な滑り出しで、活発に利用されているようであり、民間人である約1000名の労働審判員の活躍が期待されていると聞く。我が国では、古くから和をもって貴しとする文化を持ち、家事・民事事件の調停が社会に根をおろしている。足して2で割る式の調停が安易に行われているとの苦言も時にはあるが、総じて利用者からの信頼を得て紛争解決の一翼を担ってきたといえよう。それは、民間人のなかから選任された調停委員が一定の資質と意欲を有し、かつ、手続を主宰する裁判官との協働によって運営されていることがあると思われる。この経緯と現状に照らすと、労働審判制度が今後一層の充実発展を実現するためには、民意の反映という役割に甘んじることなく、審判員に適任者が配置され、その審判員と裁判官との緊密な連携が保たれることに意を用いる必要があるといえよう。

紛争解決制度は、その手続運営が当事者から信頼されていることによって機能する。その点の信頼性に欠けると、どんなに正しい結論であっても、当事者の全部ないし一部の納得が得られないから、実質的な紛争解決には至らない。正義にかなった結論を得ることは紛争解決の指針であるといえるが、紛争がどちらに有利に解決するかは、当事者が十分に言い分を出し合い、事実が明らかになることによって決まるのであるから、言い分を提出する手続が正義にかなっていることが紛争解決の正統性を担保することになる。ただ、これは、す

べての紛争解決手続に等しく重要になるのではなく、手続の種類や紛争の内容によっておのずから軽重があるはずである。民事訴訟では、口頭弁論、証拠調べといった手續が厳格性を必要としているから、一般的には手続的な正義を重視すべきことになるといえよう。これは裁判官と当事者との協働作業によって行うことが期待される。調停や労働審判は、簡易ないし迅速もしくは低廉な手續を前提としているが、当事者の信頼が手続運営の適正、公平、中立といった面に向けられていることに照らすと、裁判官と調停委員、審判員との協働によることが少なからず求められる。

近年の規制緩和により訴訟社会化の現象が出ているが、その受け皿として紛争解決機関が多様化している。他方で、解決方法について多様なニーズがある。そこで考えなければならないのは、個々の事案について、選択された各紛争解決手続における解決方法のニーズを的確に把握することであると思う。民事訴訟においては、専門的な知見が必要な複雑困難な事案が増加しており、これには、正義にかなった結論の探求と適正な手續の実践というニーズが優先するが、時間的に無駄のない手續運営のニーズも社会的な高まりとなっている。他方、調停や労働審判においては、リーズナブルな手續費用や迅速な審理のニーズが強い。これら民意の反映、適正・中立・公平・迅速・低廉な手續といったニーズは、すべての紛争解決手続、事案に一律に扱われるのではなく、手續運営の主宰者の適正な裁量の行使に委ねられる面があり、益々重要な課題となる。さらには、将来、紛争解決手続が裁判官と当事者のいずれが主導で運営されるのかは、司法制度改革として法曹人口の飛躍的拡大、法曹の質の向上がどのように実現されるかにもかかっているのではないか。

(えんどう・けんじ 早稲田大学大学院法務研究科教授)